

平成29年第6回大町町議会（定例会）会議録（第5号）						
招集年月日	平成29年12月4日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	平成29年12月14日	午前9時38分	議長	永尾光次	
	閉会	平成29年12月14日	午前10時00分	議長	永尾光次	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 9名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	永尾光次	○	6	内野強美	○
	2	藤瀬都子	○	7	山下時三	○
	3	諸石重信	○	8	松崎直文	○
	4	早田康成	○	9	原田謹吾	○
	5	中山雄次郎	△	10	中山初代	○
会議録署名議員	4番	早田康成		6番	内野強美	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆		書記	古賀久美	
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉		会計管理者	成富貞伸	
	教育長	船木幸博		総務課長	坂井清英	
	総務課参事	藤瀬善徳		企画政策課長	井原正博	
	生活環境課長	古賀 壯		町民課長	西森明広	
	子育て・健康課長	山崎ひとみ		福祉課長	岩瀬重義	
	農林建設課長	森 光昭		教育委員会事務局長	小木 誠	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成29年12月14日

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第2 継続審査について

日程第3 追加議案の報告及び上程

日程第4 提案理由の説明及び質疑

日程第5 人権擁護委員候補者の推薦について

---

午前9時38分 開議

○議長（永尾光次君）

ただいまの出席議員は9名、欠席議員1名でございます。欠席議員は5番中山雄次郎議員、病氣療養のため、欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、平成29年第6回大町町議会定例会5日目は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

**日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決**

○議長（永尾光次君）

日程第1. 本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（中山初代君）

おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告。

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告します。

議案第53号 大町町定住促進条例の一部を改正する条例について、議案第54号 大町町議会議員の議員報酬等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第55号 大町町長、副町長及び教育長の給料等支給条例の一部を改正する条例について、議案第56号 大

町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第57号 平成29年度大町町一般会計補正予算（第4号）について、議案第58号 平成29年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第59号 平成29年度大町町病院事業清算特別会計補正予算（第1号）について、議案第61号 大町町過疎地域自立促進計画の変更について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第57号の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

**○議長（永尾光次君）**

産業厚生委員長。

**○産業厚生委員長（山下時三君）**

産業厚生常任委員会委員長報告。

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告します。

議案第57号 平成29年度大町町一般会計補正予算（第4号）について、議案第60号 平成29年度大町町水道事業会計補正予算（第2号）について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第57号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

**○議長（永尾光次君）**

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（永尾光次君）**

ないようですので、以上をもちまして、委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

**○議会事務局長（田島宏隆君）**

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第53号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決することに決定しました。

議案第54号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

本会議の質疑におきましても述べさせていただきましたけれども、現在、職員給与は水準が県下の20分の20ということで最下位であると。そういった内容で強いられている状況であります。これも財政状況によってこういう形がとられているかと思えますけれども、この状況下において、やはり議員もその体制をよく見きわめ、本町の財政、それから、職員の給与体系、こういったものを考慮しつつ考えていかなければならないというふうに思っていますので、これについては反対とさせていただきます。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。3番諸石議員。

○3番（諸石重信君）

まだまださまざまな課題はございますが、今回は財政再建に向けた取り組みを評価とし、議案第54号を可決することに賛成をいたします。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第54号については、総務文教委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）

起立多数と認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第55号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

議案第54号と同じく、財政状況、それから職員の給与体系、こういったところから、これを指揮する三役においても、議員と同様、考慮すべき内容かというふうに考えますので、これについては反対をいたします。

○議長（永尾光次君）

賛成討論ございませんか。3番諸石議員。

○3番（諸石重信君）

議案第55号に関しましても、議案第54号と同様に、団体自治における同理由にて可決に賛成いたします。

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第55号については、総務文教委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永尾光次君）

起立多数と認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第56号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第56号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決することに決定しました。

議案第57号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。議案第57号については、総務文教、産業厚生各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決することに決定しました。

議案第58号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第58号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第59号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第59号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第60号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第60号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第61号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

採決いたします。

議案第61号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第2 継続審査について

○議長（永尾光次君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申し出が提出されております。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。本日諮問1件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案の報告及び上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑、日程第5に人



権擁護委員候補者の推薦についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3．追加議案の報告及び上程、日程第4．提案理由の説明及び質疑、日程第5に人権擁護委員候補者の推薦についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

### 日程第3 追加議案の報告及び上程

○議長（永尾光次君）

日程第3．本日諮問1件が追加提案されました。

まず事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（永尾光次君）

ただいま朗読させました諮問第1号を上程し、これより議題といたします。

### 日程第4 提案理由の説明及び質疑

○議長（永尾光次君）

日程第4．これより追加議案の提案理由の説明を行います。

議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

議会の最終日ではございますけれども、追加議案として人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件の御提案をさせていただき、御審議を賜りたいと思います。

これより追加議案の提案理由の説明を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

現人権擁護委員、石橋千津子氏が、平成29年12月31日をもって任期満了となりますので、新たに岩瀬佳智代氏を人権擁護委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永尾光次君）

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。6 番内野議員。

○6 番（内野強美君）

人権擁護委員のことですけれども、推薦についてどのような選考をされて、こういう推薦をされたのか、伺いたいですね。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えをいたします。

人権擁護委員というのは、人権擁護委員法の第6条第3項の中で、「市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」ということになっておりますので、そういう中で、やはり教育ということで、もともと保育園の園長まで勤められ、そういうことで人選をいたしております。

以上でございます。

○議長（永尾光次君）

ほかにございませんか。6 番内野議員。

○6 番（内野強美君）

これは、任期は何年ですか。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えします。

任期につきましては、3年となっております。

以上です。

○議長（永尾光次君）

6 番内野議員。

○6番（内野強美君）

3年となると、現在は大体4人ですね。その一人の1名ですけれども、この方については、例えば、今度12月31日で変わるんですけれども、岩瀬さんについては、それから3年されるということですかね。

○議長（永尾光次君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えいたします。

任期につきましては、新たな人権擁護委員さんにつきましては、来年の7月1日からということになります。

○議長（永尾光次君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

日程第5 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（永尾光次君）

日程第5. 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。人権擁護委員には岩瀬佳智代氏を推薦することにつきましては、適任の意見を付して答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員には岩瀬佳智代氏を推薦することにつきましては、適任の意見を付して答申することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、平成29年第6回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午前10時 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月14日

議 長 永 尾 光 次

会議録署名議員 早 田 康 成

会議録署名議員 内 野 強 美

局 長 田 島 宏 隆